

## 下市町定住促進空き家活用補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、下市町の空き家の有効的な活用と共に活力のある下市町を創造する若者世帯等の移住定住を支援するため、空き家物件の購入費及び賃貸家賃の一部を予算の範囲において、下市町定住促進空き家活用補助金(以下「補助金」という。)を交付するにあたり、下市町補助金交付規則(平成19年11月下市町規則第27号)に規定するもののほか、この要綱の定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請時点で、下市町空き家バンクに登録している者
- (2) 世帯主又はその配偶者が、18歳以上45歳未満で、世帯構成員に世帯主及びその配偶者を含む世帯とする。但し、ひとり親家庭については、世帯主が、18歳以上45歳未満で、世帯主及びその子どもを含む2人以上の世帯構成員とする。
- (3) 当該物件に、入居後5年以上居住する意思を有する者
- (4) 当該物件に入居後、世帯を構成する全員が、当該物件の所在地において住民基本台帳に登録される者
- (5) 地域住民との親睦を図り、自治会に加入し、自治会活動等に積極的に参加すること
- (6) 同一世帯に属する者全員が町税を滞納していない者であること
- (7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- (8) 下市町暴力団排除条例(平成24年3月下市町条例第1号)の規定により制限されている者でないこと

2 前項の規定に関わらず、町長が特別な事情により許可した者

### (補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、空き家物件賃貸補助金(以下「賃貸補助金」という。)または空き家物件購入補助金(以下「購入補助金」という。)とし、額及び交付対象期間の要件は、別表のとおりとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、下市町定住促進空き家活用補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、添付書類について町長がやむを得ないと認める場合は、省略することができる。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 同居する世帯員全員の住民票
- (3) 空き家を購入または賃貸借を証する契約書の写し
- (4) 自治会加入証明書(様式第3号)

- (5) 世帯員全員の納税証明書
  - (6) その他町長が必要と認める書類
- (交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下市町定住促進空き家活用補助金交付決定通知書（第4号様式）または下市町定住促進空き家活用補助金交付（却下）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 賃貸補助金に係る申請者は、毎年度の3月28日までに下市町定住促進空き家活用補助金交付に係る実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 年度内の毎月の家賃の支払が確認できる書類
- (2) 同居する世帯員全員の住民票

(購入報告)

第7条 購入補助金に係る申請者は、空き家の購入金額が確認できる書類を添えて下市町定住空き家活用補助金交付に係る物件購入報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 町長は、第8条及び前条の報告書を受領したときは、その内容を審査し適正であると認めたときは、申請者は、補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定者が転居日から5年を経過することなく町外等へ住所を移動したとき。  
但し、やむを得ない特別の事由があり、町長が認める場合はこの限りではない。
- (4) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき
- (5) 前6号に定めるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき

(補助金の返還)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた者は、補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	補助金の額	交付対象期間等
賃貸補助金	毎月 10,000円 (最長3年間)	入居した月の翌月から起算して最長3年間までの家賃を対象とする。 ※入居後一定期間経過した時点でこの要綱に基づく補助金申請（交付決定）を行った場合又は、若者世帯等になり補助金申請（交付決定）を行った場合については、3年（36月）から交付対象期間となる入居期間の月数を差し引いた期間を交付対象期間とする。
購入補助金	360,000円 (1世帯1回のみ)	下市町空き家バンクに登録された物件を購入し、購入後3カ月以内に申請を行った場合を対象とする。